

4月からの新しい生活の始まりに向けて

異動のシーズンです。こんなときは14日以内に届け出を！

国民健康保険（国保）の加入や、他の医療保険に加入するために国保をやめるときは、届け出が必要です。届け出は、同じ世帯の方が役場4番窓口で行い、その際は**窓口に来られた方の「本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）の提示**をお願いします。※同じ世帯でない方が届け出をする場合は、**委任状**が必要です。

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入してきたとき（社保でない方）	●転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	●職場の保険をやめた・はずれた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書

※加入の届出が遅れると…

- ① 加入資格を得た時点まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。
- ② 届出をしない間の「保険証」を持っていない状態で病院を受診すると、一旦全額自己負担となります。

国保をやめるとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村に転出するとき（社保でない方）	●保険証
職場の健康保険に加入したとき	●職場の保険証（加入証明書も可） ●国保の保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保被保険者が死亡したとき	●保険証
生活保護を受け始めたとき	●保護開始決定通知書
後期高齢者医療制度に加入するとき	75 歳到達で加入する方の届出は不要

※国保をやめる届出が遅れると…

- ① 届出をするまで、保険税がかかり続けます。
- ② 資格のない「保険証」を使って病院を受診した場合、国保が負担した医療費を返していただく場合があります。

ポイント！

保険税は届出をした月からではなく、加入の資格を得た月からの納付となります。

国民健康保険の届出・申請には、個人番号の記入が必要です。手続きの際は、上記の必要書類に加え、次の書類をお持ちください。

- マイナンバーカード（個人番号カード）または、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類